

平成30年度

第3回佐世保市地域包括支援センター運営協議会

会議資料

1. 2019年度包括的支援事業業務委託について

- ・佐世保市地域包括支援センター一覧 ……P1
(平成30年10月1日現在高齢者数、
2019年度包括的支援事業人員配置一覧)
- ・地域包括支援センター受託法人一覧 ……P2
- ・2019年度地域包括支援センター業務委託契約書(案) ……P3～P19

2. 2019年度佐世保市地域包括支援センター運営方針及び事業計画について

- ・2019年度佐世保市地域包括支援センター運営方針(案) ……P20～P21
- ・2019年度各地域包括支援センター事業計画(案) ……P22～P56

3. 指定介護予防支援事業所及び指定介護予防支援事業の一部委託について

※別紙 別冊資料

4. 地域包括支援センター業務評価表の一部変更について

- ・地域包括支援センター業務評価表(案) ……P57～P61



佐世保市地域包括支援センター一覧

(人口等の数値はH30.10.1現在)

H31地域包括支援センター人員(包括的支援事業)

地域包括支援センター名	日常生活圏域名	人口	高齢者数	うち、75歳以上 高齢者数	要介護	要支援	構成町
早岐地域包括支援センター	宮・広田	50,224	13,715	6,817	1,754	980	南風崎町、城間町、萩坂町、奥山町、宮津町、長畑町、瀬道町、浦川内町、崎岡町、中原町、広田1～4丁目、重尾町、広田町
	三川内						桑木場町、新替町、三川内本町、木原町、下の原町、塩浸町、口の尾町、横手町、心野町、三川内町、三川内新町、新行江町、吉福町、江永町
	早岐						上原町、勝海町、早苗町、陣の内町、田の浦町、早岐1～3丁目、平松町、若竹台町、権常寺1丁目、花高1～4丁目、権常寺町、
	針尾・江上						針尾東町、針尾中町、針尾西町、針尾北町、江上町、指方町、有福町、ハウステンボス町
日宇地域包括支援センター	日宇	28,297	8,204	4,255	1,024	689	大岳台町、卸本町、大塔町、もみじが丘町、黒髪町、日宇町、白岳町、大和町、沖新町
山澄地域包括支援センター	天神・福石・木風	31,328	10,734	5,638	1,355	839	天神町、十郎新町、崎辺町、大黒町、天神1～5丁目、東浜町、大宮町、東山町、前畑町、千尽町、稲荷町、木風町、藤原町
	潮見・白南風						潮見町、福石町、若葉町、須田尾町、白南風町、三浦町、峰坂町、山祇町
中部地域包括支援センター	小佐世保	19,256	5,780	3,062	828	437	小佐世保町、白木町、須佐町、高梨町
	戸尾・光園・山手						上京町、戸尾町、京坪町、塩浜町、下京町、松川町、山県町、新港町、万津町、勝富町、祇園町、光月町、高天町、栄町、島瀬町、島地町、常盤町、松浦町、湊町、宮崎町、宮地町、本島町、烏帽子町、折橋町、熊野町、田代町、名切町、花園町、松山町、山手町
清水地域包括支援センター	金比良・赤崎・九十九	25,782	8,444	4,348	1,162	673	今福町、鶴渡越町、神島町、金比良町、平瀬町、御船町、矢岳町、赤崎町、小島町、鹿子前町、船越町、下船越町、庵浦町、俵ヶ浦町、野崎町、立神町
	清水・大久保						梅田町、城山町、俵町、八幡町、宮田町、石坂町、清水町、中通町、福田町、保立町、万徳町、相生町、泉町、上町、木場田町、園田町、高砂町、谷郷町、天満町、長尾町、浜田町、西大久保町、東大久保町、比良町、元町
大野地域包括支援センター	春日	29,272	9,624	5,003	1,191	646	春日町、横尾町、赤木町、桜木町
	大野						大野町、知見寺町、原分町、松瀬町、松原町、矢峰町、田原町、楠木町、瀬戸越1～4丁目、瀬戸越町
	柚木						柚木町、上柚木町、潜木町、小舟町、里美町、筒井町、下宇戸町、戸ヶ倉町、柚木元町、川谷町、高花町
相浦地域包括支援センター	日野	47,768	12,798	6,157	1,655	850	椎木町、星和台町、日野町、大湯町、長坂町
	中里・皆瀬						中里町、上本山町、下本山町、岳野町、吉岡町、八の久保町、皆瀬町、野中町、十文野町、白仁田町、牧の地町、踊石町、小川内町、菰田町
	相浦・黒島・高島						相浦町、上相浦町、棚方町、光町、愛宕町、小野町、新田町、竹辺町、母ヶ浦町、川下町、木宮町、黒島町、高島町
	浅子・小佐々						浅子町、小佐々町
吉井地域包括支援センター	吉井	18,651	6,787	3,503	1,076	465	吉井町
	世知原						世知原町
	江迎						江迎町
	鹿町						鹿町町
宇久地域包括支援センター	宇久	2,096	1,162	670	167	57	宇久町
		252,674	77,248	39,453	10,212	5,636	

3職種	追加配置	高島配置看護師等	合計
3	4		7
3	2		5
3	3		6
3	0		3
3	2		5
3	2		5
3	4	1	8
3	1		4
2	0		2

◆ 2019年度佐世保市地域包括支援センター受託法人一覧

地域包括支援センター名	法 人 名
早岐地域包括支援センター	社会福祉法人 朋友会
日宇地域包括支援センター	社会医療法人財団 白十字会
山澄地域包括支援センター	医療法人 光省会
中部地域包括支援センター	社会福祉法人 幼老育成会
清水地域包括支援センター	社会福祉法人 佐世保白寿会
大野地域包括支援センター	社会福祉法人 アソカ仁寿会
相浦地域包括支援センター	医療法人 愛健会
吉井地域包括支援センター	社会福祉法人 あしたば会
宇久地域包括支援センター	社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会

佐世保市包括的支援事業業務委託契約書（案）

佐世保市（以下「甲」という。）と〇〇法人（以下「乙」という。）とは、介護保険法第115条の4第1項第1号ニ及び第2項第1号から第3号に規定する包括的支援事業の業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、2019年（平成31年）4月1日から2020年（平成32年）3月31日までとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、別紙1「佐世保市包括的支援事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）により業務を誠実に実施するものとし、業務の実施にあたり仕様書に定めのない細部の事項については、乙は甲の指示を受けるものとする。

（履行場所）

第4条 この契約の履行場所は、佐世保市〇〇地域包括支援センター（以下「センター」という。）及びセンターの管轄地域とする。

（委託料）

第5条 甲は、委託料として、次の各号に掲げる額を支払う。ただし、第9条の規定による精算の結果、乙のセンター事業費が委託料の額に満たない時は、当該センター事業費をもって委託料の額とする。

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 人件費 | 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| (2) 事務費 | 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| (3) 公民館使用料、公民館冷暖房費 | 実費相当額 |
| | （地域ケア会議に限る） |

2 委託料の支払いは、四半期ごとの分割払い（均等額）とし、乙は、委託料を、各四半期の当初に、甲に請求するものとする。

3 乙は、第1項第3号に掲げる額を実績に応じ、請求するものとする。

4 甲は、前2項の定めるところにより適法な請求を受けたときは、30日以内に乙に支払うものとする。

（経理）

第6条 乙は、センター事業費を他事業の経費と区分して整理し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

（事業報告）

第7条 乙は、毎月の事業報告書を翌月15日までに甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に関わらず、事業の実施中における事故が発生したときは、直

ちに必要な処置をとるとともに、その行った処置等を速やかに甲に報告しなければならない。

(事業費の会計報告及び委託料の精算)

第8条 乙は、センター事業費の収支の内訳を明らかにした会計報告書を契約期間終了後30日間以内に甲に提出するものとする。

2 前項に規定する会計報告書を提出する場合において、乙は、別紙「精算方法」に基づき、会計報告書を作成しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により提出された会計報告書を審査のうえ、委託料の額を確定して乙に通知するものとする。

4 前項の規定により委託料の額を確定した結果、乙に交付した委託料に残額が生じたときは、乙は甲に当該残額を返還するものとし、委託料に不足を生じたときは、当該不足額について甲は乙に補填しないものとする。

5 甲は、必要がある場合は、乙に対し諸帳簿の提出を命じ、又は報告を求めることができる。

(業務の通知)

第9条 乙は、天災その他乙の責めに帰することができない事由により、委託業務の処理ができなかったときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

(損害賠償)

第10条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、この契約の履行にあたり、別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約の履行にあたり知り得た甲の業務上及び技術上に関わる事項を、委託期間中はもとより委託完了後においても第三者に漏えいしてはならない。また、この契約の履行にあたり個人情報及び業務情報を取り扱う場合は、別記2「個人情報及び業務情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

3 前項の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

4 乙は、乙の従業員に対して、甲の秘密を保持することの職責の重要性を認識させ、故意又は過失による漏えい防止を徹底させるため、あらゆる機会を通じ、絶えず教育、訓練をしなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、第三者に対し、事業の一部若しくは全部を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約によって生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められる場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) この契約に違反したとき。

- (2) 自己の責めに帰する理由により、本契約が継続する見込みがないと認められるとき。
- (3) 協議事項の不履行が生じたとき。
- (4) 正当な理由がなく、甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたととき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又はその他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により甲が契約を解除した場合、乙に損害があっても甲は乙に対しその損害を賠償しない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第1項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 4 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

5 第 3 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、甲が乙に対し、その超過する額の賠償を請求することを妨げない。
(契約保証金)

第 14 条 甲は、この契約に基づく乙の契約保証金を免除する。

(疑義の決定)

第 15 条 この契約に定めるもののほか、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 前項の規定による協議が整わないときは、乙は甲の意見に従わなければならない。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

2019 年（平成 31 年） 4 月 1 日

甲 佐世保市八幡町 1 番 10 号
佐世保市長 朝 長 則 男

乙 佐世保市〇〇
〇〇〇法人 〇〇会
理 事 長 〇 〇 〇 〇

(別紙 1)

佐世保市包括的支援事業業務仕様書（案）

本仕様書は、佐世保市包括的支援業務委託契約の業務委託仕様書として必要な事項を定めるものとし、受託者はこの仕様書及び、「佐世保市包括的支援事業等実施要綱」に従い業務を実施することとする。

<地域包括支援センター設置の考え方>

受託者は、介護保険法第115条の47第1項の定めにより、介護保険法第115条の45第1項第1号ニ及び第2項第1号から第3号に規定する包括的支援事業を受託し、これにより介護保険法第115条の46第3項の規定を運用し、地域包括支援センターを設置することとする。

<業務内容>

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、以下に挙げる業務を地域において、一体的に実施するものである。

また、各業務に関しては、「地域包括支援センター業務マニュアル」に従い適切に実施すること。

(1) 包括的支援事業

1) 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

基本チェックリスト該当者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する第1号被保険者）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その選択に基づき、訪問型サービス（第一号訪問事業）、通所型サービス（第一号通所事業）、その他要支援者等の状態にあった適切なサービスが、包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うものとする。

（介護保険法第115条の45第1項第1号ニ・居宅要支援被保険者に係るものを除く。）総合事業の利用希望者が、「事業対象者に該当する基準」に該当するかどうか確認し、利用希望者宅を訪問して、同意を得たうえで、介護予防ケアマネジメントを開始する。第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）の一部について指定居宅介護支援事業所に委託ができるものとする。

また当該業務は、後述の（2）その他の1）第一号介護予防支援事業と一体的に実施されるものである。

① 利用にあたり、サービス事業の運営規定等重要事項を文書で説明し、事業対象者宅を訪問して、本人・家族との面接を踏まえ、課題分析を行う。

② 必要に応じ、事業対象者が利用するサービスの選択を支援するとともに、介護予防となるような目標を設定する。介護予防ケアマネジメントプランを作成し、サービス担当者会議を経て、サービスを利用する対象者への説明を行い同意を得て、サービスの利用を開始する。

- ③ サービス利用開始後、継続的に状況を把握しモニタリングをおこない、必要に応じて計画の見直しを行うこと。
- ④ 実施担当者からのアセスメント、本人・家族との面接により事業評価を行うこと。
- ⑤ 実施期間終了時には事業対象者宅を訪問し、新たな目標の設定や、利用するサービスの見直し等今後の方針を決定すること。

2) 総合相談支援業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関連機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。（法第115条の45第2項第1号）

- ① 訪問・相談会の開催などで地域に出向くことで、相談しやすい環境づくりを行う。相談を初期段階から受けることで、問題の複雑化や困難化を回避するように努める。相談の内容によっては、必要な福祉サービスの申請書作成や代行も行うこと。
- ② 実態把握においては、地域や関係機関と連携を図ること。
- ③ 実態を把握した高齢者の状況に応じて、見守り体制を構築すること。
- ④ 専門的・継続的な関与や高齢者虐待の場合等緊急の対応が必要と判断した場合には、速やかに市に報告するとともに、担当者と連携しながら、事例に則した適切な対応をとる。
- ⑤ 相談については、年間を通して緊急の対応が取れる体制を整えておく。
- ⑥ 保健・福祉・医療に関するサービスや制度に関する普及啓発活動を行う。
- ⑦ 高島・黒島相談センター等を相談窓口（ブランチ）として位置づけ、高齢者等の相談に対応するために連携を図ること。

3) 権利擁護業務について

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう専門的・継続的な視点からの支援を行うものである。（法第115条の45第2項第2号）

- ① 成年後見制度の普及啓発、活用促進に関すること
- ② 老人福祉施設などへの措置の支援に関すること
- ③ 高齢者虐待への対応に関すること

- ④ 困難事例への対応に関すること
- ⑤ 消費者被害防止に関すること

4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設との連携など、地域において多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものである。（法第115条の45第2項第3号）

① 包括的支援事業を効果的に実施するために、多職種による協働により、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うこと。（法第115条の46第7項）このため、こうした連携体制を支える共通基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築すること。

② 専門的・継続的な関与や高齢者虐待の場合等緊急の対応が必要と判断した場合には、速やかに市に報告するとともに、担当者と連携しながら、事例に則した適切な対応をとること。

③ 「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行うこと。

④ 地域包括支援ネットワークは、地域の実情に応じて構築されるものであるが、例えば、その構築の一つの手法として「地域ケア会議」（民生委員、医療関係者、薬剤師会、居宅介護支援事業所、行政職員、センター職員等から構成される会議体）を、センターが主催し、設置・運営すること。ただし、同機能を有する会議体があれば、それに代えることもできる。

⑤ 「地域ケア会議」を通して、地域課題の発見、地域づくり・資源開発に努め、必要に応じ市や生活支援コーディネーターと緊密に連携を図ること。

5) 関連業務

・以下の会議に出席すること

- ① 地域包括支援センター運営協議会（年2～3回程度）
- ② 事務担当者連絡会（必要時）
- ③ 高齢者虐待検討会（年2回程度）

- ④ 虐待モニタリング (毎月)
 - ⑤ 地域密着型運営推進会議 (随時)
 - ⑥ 民生児童委員地区協議会への参加 (随時)
 - ⑦ 生活支援体制整備協議体への参加 (随時)
 - ⑧ 上記以外に市が開催する会議
- ・以下の会議を開催し運営すること
- ① 各センター長定期連絡会
 - ② 主任ケアマネジャー定期連絡会
 - ③ 社会福祉士定期連絡会
 - ④ 介護予防担当者定期連絡会
- 6) センター職員の資質向上のため、研修の機会を確保し参加すること。
- 7) 実績報告に関すること
- ① 業務実施月の翌月 15 日までに、市に対し実績の報告を行うこと。
 - ② 年間事業計画を策定し、市に提出するとともに、当該計画に基づいた業務の遂行に努めること。また、年間活動報告書を作成し年度終了後 30 日以内に市に提出すること。
- 8) 適正な記録管理に努めること。
- 9) その他地域包括支援センターを中立かつ公平な運営に努めること。
- (2) その他の業務
- 1) 第一号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）
- 介護予防・日常生活支援総合事業（法第115条の45第1項）において、居宅要支援被保険者に対して介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行うものである。（法第115条の45第1項第1号ニ・居宅要支援被保険者に係るものに限る。）
- 2) 指定介護予防支援について
- 介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、そのおかれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うこと。

この業務は、センターが行う業務であり、法第115条の22の規定に基づき、市の指定を受ける必要がある。

また、指定介護予防支援業務のうち一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとされている。

- ① 指定居宅介護支援事業所は、生活保護の介護予防指定事業所として県へ登録していること。
- ② 公正・中立性を確保する観点から、委託について運営協議会の議を経る必要がある。
- ③ 業務の一部委託をする場合においても、指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が、一体的に行われるよう配慮しなければならないこと。
- ④ 業務を受託する指定居宅介護支援事業所は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等、必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要があること。
- ⑤ 指定介護予防支援にかかる責任主体は、指定介護予防支援事業者たるセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画の原案を作成する場合、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合、当該評価の内容において確認を行い、当該評価を踏まえ今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。
- ⑥ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。

佐世保市包括的支援事業等実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括的支援センター（以下「センター」という。）が行う包括的支援事業等の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第2条 市内に設置するセンターの名称並びに当該センターが次条に規定する事業を実施する日常生活圏域名及び構成町は、別表に定めるとおりとする。

- 2 市は、地域住民の利便性向上のため、必要がある時は、地域住民をセンターにつなぐための窓口（ブランチ）として、高齢者相談センター等を設置することができる。

（センターが行う事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 介護予防支援事業（法115条の22に規定する事業をいう。以下同じ。）
- (2) 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。）
- (3) 包括的支援事業（法第115条の45第2項第1号から第3号までに規定する事業をいう。以下同じ。）
- (4) 介護予防事業の一部（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の64の規定による事業のうち、特定の被保険者（法第9条第1号に規定する被保険者に限る。）に対し行われる事業の対象となる者の把握を行う事業及び介護予防に関する普及啓発を行う事業をいう。）

（センターの開設日及び開設時間）

第4条 センターの開設日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- 2 センターの開設時間は、午前9時から午後6時までとする。

（包括的支援事業の実施における職員の配置等）

第5条 包括的支援事業を実施するに当たっては、その管理者を置くとともに、次の表に掲げる常勤職員を各1人以上配置しなければならない。ただし、宇久地域包括支援センターについては、次の3職種のうち、2職種を各1人配置することとする。

常勤職員
保健師又は保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、 <u>高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有するもの</u>
社会福祉士
主任介護支援専門員

- 2 センターは、前項に掲げる職員を配置するほか、担当圏域の高齢者数が6,000人以上のセンターについては、2,000人ごとに1人の追加配置をすることとし、追加配置する職員は、前項に掲げる職員、3職種に準ずる者（地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日老計発1018001号等厚生労働省老健局計画課長等関係課長連名通知）6(1)①から③までに掲げる者をいう。）若しくは介護支援専門員又は看護師とする。

- 3 前2項に掲げる職員（管理者を除く。）については、第3条第1号及び第2号の業務を兼務することはできないものとする。

（包括的支援事業等実施上の留意点）

第6条 センターの設置者は、第3条各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業等」という。）に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

- 2 センターの職務に従事する者（以下「職員」という。）は、次の各号に掲げる事項を留意するものとする。

- (1) 包括的支援事業等の実施に際しては、適切に記録を作成し、その管理を行うこと。
- (2) 包括的支援事業等の果たすべき役割の重要性を認識し、適切な運営を確保するための知識の取得及び技術の向上に努め、これらのために必要と定められた研修や会議については、積極的な受講・参加に努めること。

（秘密の保持）

第7条 職員は、包括的支援事業等の実施にあたり個人情報を取り扱う際には、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得るとともに、その取扱いには十分注意すること。

- 2 センターの設置者及び職員又はこれらの職にあった者は、利用者及び利用者の家族のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 3 センターの設置者は、職員又はこれらの職にあった者が、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(センターの設置の届出等)

第8条 法第115条の46第3項の規定による届出は、様式第1号から様式第4号までにより行うものとする。

- 2 前項の届出を行った法人は、前項の規定により届け出た内容に変更が生じたときは、速やかに地域包括支援センター変更届出書（様式第5号）を市長に届け出なければならない。
- 3 第1項の届出を行った法人が、センターを廃止するときは、地域包括支援センター廃止届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

(報告等)

第9条 市長は、包括的支援事業等の適切かつ積極的な運営を確保するため、センターから次に掲げる事項に関する報告を求めるものとする。

- (1) 毎月の事業実施状況
 - (2) 毎事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (3) 毎事業年度終了後の事業報告書及び収支決算書
 - (4) その他市長が必要と認める報告書等
- 2 市長は、前項各号に掲げる報告に疑義があるときその他包括的支援事業等の適正な運営を確保するために必要と認められるときは、その実施状況等に関する調査を行うことができる。

(事業の委託の取消し)

第10条 市長は、包括的支援事業等の機能を十分果たすことができないと認められるセンターについては、佐世保市地域包括支援センター運営協議会の議を経て、法第115条の47第1項の規定による包括的支援事業等の委託を取り消すことができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、包括的支援事業等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年 ４月 １日から施行する。

2019年度佐世保市地域包括支援センター運営方針（案）

佐世保市保健福祉部長寿社会課

基本的な運営方針

（1）地域包括ケアシステムの構築方針

- ・自助努力を基本に、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するための支援体制整備
- ・切れ目のない医療・介護連携の体制を構築
- ・住民や高齢者を含め多様な担いが参画する支え合いの体制づくり
- ・高齢者の社会参加や生きがいづくりによる介護予防の推進

（2）地域のニーズに応じた業務の方針

- ・高齢者宅の訪問や地域活動への参加によるニーズの把握
- ・社会的活動（ボランティア）やサポーターを希望する高齢者の把握
- ・住民主体の自主活動グループの立ち上げや活動継続のための支援
- ・認知症及び独居高齢世帯等の高齢者の生活状況の確認・対応
- ・地域のニーズに即した事業の展開

（3）地域で暮らす高齢者の生活を支えるための、地域ネットワーク構築の方針

- ・地域ケア会議で把握した地域課題の共有や、支え合い等に関する勉強会やワークショップの開催
- ・共有した課題解決のため、適切なサービス支援につなげていく仕組みづくりと、ネットワークの構築
- ・高齢者虐待及び消費者被害について、正しい知識と理解を持ち、未然に防ぐ地域づくりや、発生した場合の適切な支援
- ・認知症に関する正しい知識と理解を持ち、住民が見守りや支援ができる地域づくり
- ・成年後見制度に関する適切な判断と申し立て支援
- ・生活支援コーディネーターとの連携や協議体への参画

（4）介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

- ・適切なアセスメントによる高齢者の自立支援を図る
- ・家庭訪問を実施し、自立支援の視点に目を向けた、適切なサービスの検討
- ・指定介護サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場等の活用を推進

（5）介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

- ・地域の介護支援専門員が、相談できる体制整備
- ・定期的な情報交換会、介護支援専門員の資質向上に向けた勉強会の開催

- ・介護支援専門員の全体的なスキルアップを図るため、専門的な見地から助言・指導を行う

(6) 地域ケア会議の運営方針

- ・地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ・高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図る
- ・個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

(7) 地域包括支援センター内の職員およびセンター間・市との連携による、効率的な業務の運営

- ・地域包括支援センターにおける各業務を適切に実施するため、三職種をはじめ職員全員が組織マネジメントを通じ、地域課題に対する目的の共有化と、協働意識の促進
- ・地域包括支援センター間における連絡会議の定期開催(職種別含む)
- ・地域の高齢者が、地域間差異が生じることなく支援を受けられる体制づくり

(8) 公正・中立性の視点に立った業務運営

- ・「公益的な機関」として、関係性を特定の事業者等に不当に偏ることなく、公正で中立性の高い事業運営の実施
- ・介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯の記録保持
- ・佐世保市地域包括支援センター運営協議会への報告、説明等への協力

2019年度 佐世保市早岐地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市早岐地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題

担当地区	現状と課題
宮・広田地区	宮地区は長年住んでいる方が多く高齢化率が高い中、地域住民のつながりが深く、助け合いの意識も高い地域。自治協議会を中心とした地域活動、老人クラブやサロン活動などが熱心に行われています。交通の利便性は他と比較して高くない地区も多く買物や通院など日常生活上不便な面もみられます。 広田地区はショッピングモールもあり、買物など日常生活を送る上で利便性が高い地域。新興住宅が建ち若い世代が多いことから、昔ながらの関係が若干薄い面がみられることもあり、地域活動などで交流をもち世代間で支え合うまちづくりを推進されています。
三川内地区	高齢化率が高い中において地域住民のつながりが深く地域行事も盛んな地域。民生委員や地域の方が中心となり、高齢者の方の閉じこもり防止や介護予防を目的としたサロン活動が熱心に行われています。自治協議会が中心となり、地域住民向けに子どもや認知症高齢者の方の見守りに関連する映画を上映されるなど、地域全体での支え合いを推進されています。
針尾・江上地区	針尾地区は高齢化率が高い中、老人クラブが減少傾向にあることから、サロン活動など身近な場所で交流できる集いの場を民生委員の方を中心に運営されています。自治協議会を中心に高齢者の方の見守りなど支え合う地域づくりを推進されています。 江上地区は自治協議会を中心に地域行事や食事会、老人クラブ活動などが熱心に行われており、地域住民による身近な場所への通いの場づくりや支え合いにも取り組まれています。 平成30年度新たに生活支援コーディネーターが配置されたことで開催された協議体において、公共交通機関などの移動手段が少なく買物や受診が困難などの地域課題があがっています。
早岐地区	日常生活を送る上で交通の便が良く、スーパーや病院なども多く社会資源が充足している地域。公民館活動や身近な場所での住民主体の介護予防の取り組みも盛んに行われています。公営住宅に長年住む高齢者夫婦や高齢者のみの世帯も多く、地域で孤立している方もみられることもあり民生委員の方による見守り活動が熱心行われています。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・自立支援の視点に立ったケアマネジメントの実践	・適正なケアマネジメントの実践に向け、研修への参加などによる資質向上に努め、利用者の心身状況や生活環境などに関するアセスメントを適切に行います。 ・ケアプラン作成にあたり、ご本人やご家族の意向や状況を十分に踏まえ、自助努力を基本としながら、地域の介護予防活動やインフォーマルサービスなどを活用した具体的な目標を設定し、サービス事業所などと共有します。 ・地域ケア個別会議による専門職の方からの助言などを通して、運動機能などの改善だけではなく、主体的に取り組むことで生きがいにつながるような自立支援に向け支援を行います。 ・予防給付業務の委託やケアプラン作成の際に、正当な理由なく特定の事業所に偏ることがないように、ご本人のご意向を十分に確認し公正・中立に遂行します。
	【総合相談支援事業】 ・的確な状況把握によるチームアプローチ	・ご高齢者やご家族、地域の方などからの広範多岐にわたるご相談に対して、信頼関係の構築と的確な状況把握に努め、関係機関の方などと連携を図りながらチームアプローチを実践します。 ・介護サービスに関するご相談については、自宅訪問などを通して、心身状況や生活環境を把握し、地域活動の紹介や介護申請など、その方に応じた適切な支援につなめます。 ・認知症に関するご相談については、認知症地域支援推進員をはじめ関係機関との連携を図り、必要に応じて認知症初期集中支援チームとして対応します。 ・老人クラブや地域活動などへ積極的に出向き、顔の見える関係づくりを構築しながら、ご高齢者の身近な相談機関としての周知活動を継続します。

包 括 的 支 援 事 業	【権利擁護事業】 ・権利侵害を未然に防ぎ地域づくり	・認知症などのために理解力や判断力が低下したことで金銭管理など日常生活に不安がある高齢者に対しては、置かれている環境など実態を把握し、成年後見制度の立てなど必要な支援を行います。 ・消費生活問題を未然に防ぎ地域づくりに向け、警察署や消費生活センターなどの関係機関と連携を図り、地域に出向いた講話や寸劇などを通して注意を促します。また「早岐包括だより」に特殊詐欺の被害状況などを掲載し配布します。 ・高齢者虐待の早期発見・早期対応に向け、相談受付時に虐待の可能性の視点を打ち対応するとともに、日常的にご高齢者との関わりが多い民生委員やケアマネジャーの方との連携強化を図ります。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域ケア個別会議などを通じた専門職との連携	・地域ケア個別会議の開催にあたり、専門職の方から助言を受けることで、より自立支援が見込めるなど適切なケースを選定し、多角的な視点で支援内容を検討します。 ・地域ケア個別会議の積み重ねにより把握した地域課題については、課題抽出会議開催により関係者間で情報共有し、その解決に向けて自助・互助・共助・公助の視点検討します。 ・医療機関への入退院により環境が変化する際は、医療ソーシャルワーカーや介護施設などとの連携を密にとり、出来る限り在宅での生活を継続できるよう、介護保険インフォーマルサービス利用など必要な支援を行います。 ・地域のケアマネジャーについて、業務に関連する情報提供や個別ケースへの助言などを通して更なる連携強化を図ります。また、地域ケア個別会議や定期的な事例検討会などを通して全体的なスキルアップを図ります。
	【一般介護予防事業】 ・住民主体の自主活動グループへの支援	・老人クラブでの健康教育などを通して、高齢者をはじめ地域の方々の介護予防や健康増進に関する意識の高揚を図り、セルフケアや地域活動において自発的に介護予防に取り組んでいただけるよう支援します。 ・地域住民の方々が公民館など身近な場所で「いきいき百歳体操」などの介護予防活動に取り組むことができるよう、地域に出向いた実演や他グループの活動紹介などの普及活動を行います。 ・介護予防活動が活発かつ継続できる環境の構築に向け、事業所やリハビリテーション専門職の方などと連携を図り、グループのご要望に応じた講話やレクリエーションなど必要な支援を行います。 ・地域の生活支援体制整備に向け、地域の方々や生活支援コーディネーター、社会福祉協議会などの関係機関と連携を図り、地域資源やインフォーマルサービスの把握、構築に努めます。

4. 総括

地 域 活 動 包 括 支 援 セ ン タ ー と し て の	【地域ケア個別会議について】 (活動目標) ・平成31年度から毎月開催することになる「地域ケア個別会議」について、包括職員をはじめ参加者全員がご高齢者の自立支援に向けたものであるという意義・目的を共通理解し運営します。 ・参加していただく理学療法士・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士の方々からの専門的な助言を受けながら、運動機能などの改善だけではなく、生きがいにつながるような支援内容を協働で検討します。 ・地域ケア個別会議で検討する事例を積み重ねることで、地域に不足する社会資源などの課題を抽出するとともに、その解決に向けて取り組みます。また、参加者によるネットワークの構築とケアマネジメントのスキルアップを図ります。 (課題) ・プランナーをはじめ会議に携わる職員にとっては、日々の業務に加え地域ケア個別会議で検討するケースに関する資料作成などの業務量が増加するため、効率的に運営することを検討する必要があります。 【地域の支え合い体制づくりについて】 (活動目標) ・「いきいき百歳体操」や「サロン」など身近な場所での介護予防活動の立ち上げ、および、活性化・継続性を図るための支援を行います。 ・身近な場所での介護予防活動が、地域の高齢者の方々への生活支援などの支え合い活動につながよう、生活支援コーディネーターなどの関係機関と協働で取り組みます。 ・認知症高齢者の方やご家族が安心して生活できる地域づくりに向け、認知症を正しく理解し地域で活動する「認知症サポーター」の普及啓発、「認知症高齢者見守り登録」の積極的な活用、「徘徊搜索模範訓練」の検討などを行います。 (課題) ・地域づくりに向けては社会福祉協議会や生活支援コーディネーターと協働で推進していくため、3者間で定期的な会議を行い、お互いの活動状況や地域の現状などについて更に情報共有を図る必要があります。
--	---

が
を

こ
を
善
た
る
期
づ
と
げ
連

安
申
目
寺
支
の
で
事
や
な
付
建
舌
ヨ
な
福
と

ミ
ト
す
、
ほ
続
る
ミ
擬
聞
り

町別高齢者人口等(早岐地域包括支援センター)

(H30.10.1現在 単位:人)

	町名	全人口	高齢者数	75歳以上	要介護	要支援
宮	南風崎町	905	243	118	39	16
	城間町	437	185	95	23	14
	瀬道町	315	121	60	21	12
	萩坂町	216	107	68	14	9
	奥山町	270	96	57	14	16
	長畑町	416	173	91	35	16
	宮津町	529	193	88	23	14
	小計	3,088	1,118	577	169	97
広田	中原町	594	175	78	25	17
	広田町	887	112	45	13	2
	重尾町	2,516	292	134	38	16
	浦川内町	659	126	56	14	10
	崎岡町	2,042	364	167	32	32
	広田1丁目	1,585	353	150	29	27
	広田2丁目	761	112	47	14	9
	広田3丁目	2,650	339	112	41	22
	広田4丁目	452	62	26	6	6
	小計	12,146	1,935	815	212	141
宮・広田合計		15,234	3,053	1,392	381	238
三川内	桑木場町	712	314	180	49	24
	新替町	53	24	14	4	2
	三川内本町	591	146	70	23	9
	口の尾町	334	103	54	14	10
	吉福町	158	56	36	9	5
	横手町	169	63	31	7	4
	心野町	120	43	19	3	3
	木原町	438	175	100	25	14
	江永町	225	89	53	13	7
	新行江町	383	164	90	34	11
	塩浸町	243	88	41	14	7
	三川内町	527	236	121	30	11
	下の原町	115	54	37	13	4
	三川内新町	3	0	0	0	0
	小計	4,071	1,555	846	238	111
三川内合計		4,071	1,555	846	238	111
針尾	針尾東町	863	279	147	52	16
	針尾中町	691	253	144	39	15
	針尾西町	661	265	153	72	11
	針尾北町	382	160	82	21	10
	小計	2,597	957	526	184	52
江上	有福町	3,915	1,023	453	107	77
	指方町	1,282	344	169	53	26
	江上町	1,087	404	237	86	36
	ハウステンボス町	625	120	48	5	2
	小計	6,909	1,891	907	251	141
針尾・江上合計		9,506	2,848	1,433	435	193
早岐	権常寺町	4,579	1,373	655	160	93
	田の浦町	1,364	219	100	28	17
	勝海町	888	153	82	33	19
	陣の内町	1,086	363	197	41	16
	上原町	1,561	343	175	46	24
	平松町	182	79	43	12	4
	早苗町	2,341	754	446	85	60
	花高1丁目	1,329	475	267	41	32
	花高2丁目	1,132	394	213	49	22
	花高3丁目	1,920	499	181	34	42

花高4丁目	870	432	245	40	21
早岐1丁目	769	183	98	24	16
早岐2丁目	848	302	163	31	31
早岐3丁目	235	75	46	8	13
権常寺1丁目	554	129	69	22	8
若竹台町	1,755	486	166	46	20
小計	21,413	6,259	3,146	700	438
早岐合計	21,413	6,259	3,146	700	438
早岐包括圏域総合計	50,224	13,715	6,817	1,754	980

2019年度 佐世保市日宇地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市日宇地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題

担当地区	現状と課題
日宇地区	【大和町】西大和町：民生委員を中心とした介護予防活動が浸透してきている。地域にある施設と協同した介護予防活動も取り組まれ始めた。北大和：公民館活動や見守りネットワークなど自治会や老人会、民生委員と連携しながら活動をされている。自治会会報を作成し、町内活動の周知を図ったり、地域のグループホーム施設の行事や活動にも参加し合い、良い関係が保てている。今年度は百歳体操を増やして介護予防活動が充実。東大和：民生委員を中心にサロン活動に取り組まれているが、月1回の開催頻度は増えておらず自治会全体の活動には至っていない。 【白岳町】新興住宅地や大型スーパー近辺にアパートが多い。町内会は未加入で移り住む若い世代も多い。概ね平地でバス通りから離れていても買物しやすい商業施設が多い。1組は老人会がなく自治会としての取組みは弱い。2組は自治会、老人会、民生委員で連携し見守りネットワークを確立、公民館活動も盛んで浸透していて、百歳体操は週1回継続。公民館の建て替えて一時中断した活動も再開出来ている。 【沖新町】高専の敷地が広く民家が少ない。近辺には大型スーパーが多い。 【日宇町】黒髪町同様に広範囲で高低差もあり3組に分かれている。一部は大塔小学校校区になっている。商店が少ない。民生委員が中心となり高齢者の見守りやサロン活動を行っている。それぞれの自治会で百歳体操を取り入れ活動継続中。高台に住まれる方々の移動手段の確保が課題であるが、今年度は圏域内の特老が一部サロンへの送迎協力を開始。
黒髪地区	【黒髪町】市内一広い町であり、人口ほぼ8,500人。烏帽子岳ふもとは昔からの地元住民だが、40年程経った住宅地では、その当時様々な方が移住されており、自治会の成り立ちに差異がある。県営住宅もあり7地区に分かれている。高低差もあり交通や買物の利便性が悪い地区もある。それぞれの自治会で公民館活動や地域行事などは行っているが、老人会活動とは一体化していない地区も多い。民生委員を中心に個別に見守り活動は取り組まれている。介護予防への意識が徐々に高まり、百歳体操に取り組んでいる団体も今年度は増えたが、高齢者が多くニーズに対してまだまだ不足している。高台に住まれる方々の移動手段の確保が課題となっている。
大塔地区	【卸本町】民生委員を中心に見守り活動はされているが、集まりの場はできていない。介護予防活動を取組む担い手がいらない。 【大岳台町】新興住宅地が40年経ち今後も高齢化率は高まると予測される。大きなイベントを年に2回行える結束力があり公民館活動も充実しているが、参加メンバーは限られている。民生委員中心に年2回独居の方の食事会を開催、見守りネットワークが広がりがつつある。31年度は百歳体操に取り組みサロン活動を開始予定、住民の意識も高まりつつある。 【大塔町】アパートやマンションも多く、新興住宅地ができ多くの若い世代が移住されてきている。大型スーパーもあり概ね平地であり買物しやすい。新たな自治会が増えて4地区に分かれており、世帯数等の規模が様々で自治会活動も差異がある。高齢者世代は顔の見える関係はあるが、リーダーの担い手がいらない現状。百歳体操を取り入れる趣味活動グループも出てきたが、今後も引き続き地域づくりの啓発活動を行う必要がある。 【もみじが丘町】新興住宅地が新たな一町となり20年ほど経ってはいるが、就労中の方や児童など若い世代が多い。坂道ではあるがバスも通っておりスーパーもある。今後高齢化は確実に進むことが予測される。県営市営住宅もあり人の出入りの把握が難しく、独居や高齢者世帯も増えている。3地区に分かれており経済面等家族構成の差異が大きい。自治会の繋がりや地域で見守っていくネットワーク体制の形成が弱い、介護予防の必要性は徐々に広まりつつある。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・適切なアセスメントとマネジメント	・地域住民自身、高齢者自らが、介護予防に取り組みセルフマネジメントできる自助・互助の考え方の普及啓発と、インフォーマルサービス等の情報提供など具体策の提案を行っていく ・相談者へ介護予防の必要性について説明し、聞き取りのみでなく、自宅環境や日常生活の状況等など、生活の視点も含めて総合的にアセスメントを行い、サービス等に繋いでいく ・サービスに繋がらない方は状況に応じ訪問や連絡を行い、介護予防の取り組みが継続できるよう意識づけを行う ・承認会議を通して、自立支援の観点からサービス内容の検討や適切なケアマネジメントができるよう、指導助言を行う
	【総合相談支援事業】 ・地域アセスメントと地域課題の共有	・今までの相談傾向を分析し、地域アセスメントを深化、課題抽出をすすめる ・地域課題に応じて、地域毎や民生委員別に啓発活動を行う ・地域課題については地域住民や圏域内の介護保険サービス事業所等、生活支援コーディネーターと情報を共有し、協働・分担しながら、より活動範囲を広げていく
	【権利擁護事業】 ・権利擁護普及啓発	・地域住民の方々に消費者被害や虐待問題、成年後見制度等の権利擁護事業について情報提供し、未然に予防できる地域づくりや、解決策となる専門機関への相談も身近で気軽に出来るように、地域に出向き伝える機会を増やす ・視覚的な情報発信として「安心した日々を送る為に(仮称)」チラシを作成し広報に活用する
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域ケア個別会議の開催・運営	・地域ケア個別会議の開催・運営を確立できるよう職員全員が協働する ・地域ケア個別会議を通して地域課題の分析を重ね課題解決策のひとつとなる地域ネットワークづくりの構築を図る
	【一般介護予防事業】 ・介護予防普及啓発	・介護予防活動が普及していない地域においては、健康教育や講話等で必要性を伝え続け、自治会や老人会の協力を得られるように努めていく ・サロン活動を行っている団体については、継続できる要素を提案し、自ら介護予防に取り組むための知識の習得も当時に行っていく ・圏域内の福祉事業所や薬局、病院などの関係機関と連携し、サロン後方支援を行う体制(日宇よかよかネット)の連携強化や拡大を図る ・サロン参加者への定期的な体力測定やインボディー測定を行い、身体機能評価を継続して栄養士とも連携し、食生活の改善普及を勧めフレイル予防に取り組む ・認知症予防の取り組みとして、認知機能トレーニングDVDを励行したり、ファイブコグを実施し、軽度認知障がいの方に予防への取り組みを伝え、専門家の早期受診につなげる

4. 総括

と地域としての包括的活動目標と課題	活動目標 ・地域ケア個別会議の開催・運営を確立し、地域課題の分析を重ね課題解決策のひとつとなる地域ネットワークづくりの構築を図る ・地域住民自身、高齢者自らが介護予防に取り組み、セルフマネジメントできる自助・互助の考え方の普及啓発をすすめていく 課題 ・保健師の不在や人員欠員の時期もあり包括的職員5人体制の機能として不十分な現状であったが、今後も人員確保と保健師補充に努めていく
-------------------	---

町別高齢者人口等(日宇地域包括支援センター)

(H30.10.1現在 単位:人)

	町名	全人口	高齢者数	75歳以上	要介護	要支援
日宇	大塔町	2,562	616	277	74	41
	黒髪町	8,409	2,897	1,639	348	250
	日宇町	4,393	1,476	759	163	135
	大和町	4,666	1,284	698	223	107
	白岳町	2,889	666	320	79	59
	沖新町	389	1	1	0	1
	卸本町	763	176	84	27	12
	大岳台町	1,620	643	272	62	48
	もみじが丘町	2,606	445	205	48	36
	小計	28,297	8,204	4,255	1,024	689
日宇合計		28,297	8,204	4,255	1,024	689
日宇包括圏域総合計		28,297	8,204	4,255	1,024	689

2019年度 佐世保市山澄地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市山澄地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題

担当地区	現状と課題
圏域共通	高齢化率が平均で33%と佐世保市平均より高い状況にあります。社会資源については、駅周辺や大宮周辺に多数の医療機関があります。介護サービス事業所についても、複数の施設があります。 交通の便も、バスが整備されていますが、階段や坂道等が多数あるため、足腰が悪くなると移動はタクシーを利用することが増え、経済的に負担が増え、外出を控えるなど閉じこもり傾向に繋がります。 現在の町内の役員や民生委員は非常に頑張られ地域の一つの資源となっていますが、高齢化も進み次世代の担い手に不安を感じられている状況です。
潮見・白南風地区	もともと住宅地であった斜面地と駅周辺のマンションが存在します。潮見・白南風のどちらの圏域も高齢化率が33パーセントを超え、人口に対し世帯数も多く状況です。一世帯当たりの人数が潮見で1.9人、白南風で2.1人と佐世保市平均の2.4人より少ない状況にあります。高齢者の単身及び夫婦のみの世帯も多く存在します。駅前のマンションでは築年数の経つマンションも多く、住人の高齢化も問題となっています。マンションでは住人同士の繋がりが希薄になる傾向やオートロックにて外部からの安否確認が不十分となる傾向にあります。また、斜面地では買い物、住宅環境、世代交流、防災面への不安など問題を抱えています。各町内に公民館はありますが、移動が困難な高齢者も多く課題を抱えています。
天神・福石・木風地区	大宮周辺の商店街と住宅地があり、マンションより戸建て住宅が多い状況です。大黒、東山、天神では住宅密集地が多く車の進入ができない地域も存在します。数年前にスーパーが閉店となり、買い物の問題が取り上げられましたが、新たなスーパーやコンビニなどが出来、買い物問題は解消傾向にあります。 大黒、東山、十郎原と公営住宅もあり、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯や、障害を抱える世帯など、高齢者本人のみではなく世帯の全体に問題を抱えるケースも多く見られる状況にあります。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包括的支援事業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・自立支援へ向けたケアプランの作成	アセスメントを通し、利用者の自立を促すことができる計画書の作成を行います。
	【総合相談支援事業】 ・個別訪問の継続 ・情報発信と連携	・窓口相談者、要介護認定申請希望者の訪問を継続し、状況確認や本人の望む暮らしの確認を行います。 ・運転を辞めた、最近見なくなった、転倒し外出を控えるようになったなどの、虚弱につながる可能性がある段階での介入のための情報の発信、連携を行います。
	【権利擁護事業】 ・多職種との連携の推進	弁護士、司法書士や独立社会福祉士等、権利擁護に係る関係者との連携を行いながら対応を行います。連携がスムーズに行うことができるよう日頃からの顔の見える関係作りを行います。

包括的支援事業	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域ケア個別会議の運営 ・医療機関との連携	・地域ケア個別会議の運営を通し、高齢者の自立支援を図ります。 ・医療機関とのスムーズな連携を行います。（必要に応じて退院後の状況報告も行います）
	【一般介護予防事業】 ・生活支援体制整備事業と連携した高齢者の集いの場の支援	・前年度までに引き続き、高齢者の集いの場の立ち上げ及び、継続を支援します。 ・年に1回のモニタリング、3か月に1回の訪問を通し、気になる方や参加ができなくなった方のフォローを行います。

4. 総括

し地 て域 の包 括 動支 援 標セ とン 課 タ ー と	包括的支援業務の各業務を行うことで、地域包括ケアシステムの構築を推進します。平成31年度に関しては、特別新たな取り組みは計画しておりませんが、各業務の一つ一つの資質の向上ができるように取り組みます。 課題としては、地域包括支援センターのマンパワー不足が顕著となってきています。具体的には委託開始当初にはなかった、相談者の個別訪問、地域ケア個別会議、高齢者の集いの場の推進と新たな業務も増えている状況です。今年度からは、地域ケア個別会議の開催が各包括開催となり、業務量が増大することが予想され、前年度の行っていた業務を引き続き行うことができるかは不透明な状況です。新たな地域課題が見つかった場合でも対応できる余力がないことが課題であるといえます。
--	---

町別高齢者人口等(山澄地域包括支援センター)

(H30.10.1現在 単位:人)

	町名	全人口	高齢者数	75歳以上	要介護	要支援
木風	藤原町	1,781	644	344	92	61
	木風町	2,189	574	304	67	44
	稲荷町	1,130	450	236	54	36
	小計	5,100	1,668	884	213	141
福石	大黒町	2,137	816	414	106	65
	東山町	942	382	201	37	30
	大宮町	1,351	565	299	67	59
	干尽町	481	75	20	11	3
	小計	4,911	1,838	934	221	157
天神	東浜町	1,638	550	292	83	31
	十郎新町	1,330	479	239	43	39
	天神町	1,639	526	261	74	42
	天神1丁目	300	112	57	15	11
	天神2丁目	1,630	586	319	65	50
	天神3丁目	1,266	397	226	51	26
	天神4丁目	2,185	718	423	94	57
	天神5丁目	1,499	544	295	70	34
	崎辺町	31	0	0	0	0
	小計	11,518	3,912	2,112	495	290
天神・福石・木風合計		21,529	7,418	3,930	929	588
白南風	白南風町	1,105	332	187	48	26
	三浦町	1,400	331	150	36	23
	山祇町	1,476	545	302	82	49
	須田尾町	1,741	629	325	82	54
	峰坂町	547	261	154	38	19
	小計	6,269	2,098	1,118	286	171
潮見	若葉町	1,066	453	231	57	28
	潮見町	1,804	569	258	64	40
	福石町	660	196	101	19	12
	小計	3,530	1,218	590	140	80
潮見・白南風合計		9,799	3,316	1,708	426	251
山澄包括圏域総合計		31,328	10,734	5,638	1,355	839

2019年度 佐世保市中部地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市中部地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業推進します。

2. 地域の現状と課題

担当地区	現状と課題
光園地区	現状: 利便性が良く、身近にスポーツクラブ等があるので、町内会の数は多いが、自主活動のグループが少ない。町内によっては、以前からあるサロンが高齢化に伴う参加者の減少から縮小化している。 課題: 介護予防を継続できるように縮小するサロンに介護予防に関する社会資源が必要。
山手地区	現状: 自主活動サロンが中部地区で1番増加している地区ではあるが、烏帽子町も含め、坂や階段がある広範囲な地区で、サロンに参加したくても通えない高齢者が多い。 課題: 新規サロンが立ち上げられるような気軽に通える場所を見つける。閉じこもり高齢者の把握。
戸尾地区	現状: マンションの増加に伴い、人口、高齢者数ともに増加率が高い地区。マンションの住人(高齢者)の把握が困難。サロンの立ち上げを望む声は多いが、場所の確保が難しく、仕事をしている現役高齢者が多いので毎回の参加が難しい状況。 課題: サロンの場所を提供してもらえる店舗情報の収集。マンション住人の高齢者情報の把握。
小佐世保地区	現状: 高齢化率が高く独居・高齢者世帯も多い地区。坂道が多く外出がしにくい環境の高齢者も多いが、一方で地域の見守りネットワークが広がっており、サロンの誘いや声かけも活発に行なわれている。 課題: 外出がしにくい地区の施設等を含めた場所を見つける。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・自立支援の視点 ・地域の社会資源の活用	・サービス利用希望の相談を受けた際は、自宅での生活状況を把握するため家庭訪問を行い、自立支援を視点におき、適切なサービスを検討する。 ・担当ケアマネジャー、サービス事業所が、本人がどうすれば自立できるかという視点で本人の自立を阻害しないかを十分に検討しケアプランを作成する。サービス導入時から本人、サービス事業所ともに自立支援の共通理解が得られるように説明する。 ・目標が達成できたら、地域の通いの場などに繋げていけるように、地域の社会資源情報を包括内でも最新の情報が提供できるように情報収集に努める。 ・地域ケア個別会議を活用し、本人の目標に少しでも達成できるよう専門職の助言を生かしながら、サービス事業所と共有し支援する。
	【総合相談支援事業】 ・信頼関係、ネットワーク構築の継続 ・状況の把握と対応、長寿社会課との連携	・これまでに築いた信頼関係を深めながら、地域住民、地域のネットワーク等を通して気軽に相談できる窓口として、3職種がチームとして対応をする。地域の集まりの場や地域の行事等に積極的に参加し、顔見知りの関係づくりを継続する。 ・相談内容を随時3職種で共有し、緊急と判断した場合は、役割分担を明確し、迅速な対応に努め、毎月末に相談対応の再度確認と継続支援の有無並び支援方法を決める。 ・高齢者の増加と比例し、認知症高齢者も増加、軽度認知症の高齢者に早期から関わり、包括で対応が困難な時は、長寿社会課地区担当保健師、認知症推進員、初期集中支援チームと情報共有し連携して支援に努める。

包 括 的 支 援 事 業	【権利擁護事業】 ・虐待疑い通報に迅速な対応並びに養護者の支援 ・消費者被害の対応と広報 ・成年後見制度の普及、広報	・虐待の通報、相談時は2人以上の職員で事実確認、情報収集を行い、地区担当保健師に報告し迅速な対応に努める。近年「80・50問題」も増加、各専門機関連携をとり養護者の支援にも努める。 ・地域住民にも虐待と思われた時は通報義務があることなど、地域住民の集まりの場で説明を行ない、通報、並びに情報提供の協力を継続する。 ・特殊詐欺の近々の情報を民生委員定例会、地域の集まり、サロンに出向いた際、具体的な事例を紹介したり、「悪徳商法に注意!!」のシール配布等を行い注意喚起の呼びかけを行う。 ・将来、後見制度の活用が必要な独居高齢者、高齢者世帯には具体的な事例を紹介をしながら「成年後見制度」の活用を積極的に紹介し、申し立ての支援も行う。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域ケア個別会議の活用 ・地域の現状把握 ・認知症の方やその家族への支援	・包括主となる地域ケア個別会議について、包括職員や地域のケアマネジャーを対象とした勉強会を山澄包括と合同で開催し、会議の目的や地域課題抽出について学び、スキルアップを目指す。 また、地域ケア個別会議で抽出した地域課題をもとに、年度末に生活支援コーディネーターと連携しながら、中部地区地域ケア包括会議を開催し、関係機関や地域役員などと共に地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みなどを考える。 ・例年通り、毎月全地区の民児協定例会へ参加し、情報交換やケース検討を重ねることで、地域の気になる高齢者の早期把握や対応に努める。 ・関係者会議や地域ケア包括会議を開催し、独居または高齢者世帯の認知症がある方への気付きや見守りネットワーク構築を関係機関、地域役員などに働きかけます。また、山澄・清水包括と共に今後も認知症カフェを運営し、認知症に関する情報交換や気分転換の場として活用していただくようにする。
	【一般介護予防事業】 ・モニタリングシートを活用したサロン訪問 ・地域の現状に沿った健康教室・介護予防講話の実施	・介護予防活動を行う既存の自主活動サロンが円滑に活動を継続していけるよう、訪問時にはモニタリングを行い、見つかった課題について生活支援コーディネーターと協力しながら支援します。また、モニタリング結果や体力測定、活動時の様子から、認知症やフレイル等個別に気になった利用者については、3職種で協議の上、訪問等個別の支援につないでいく。 ・地域ケア個別会議から上がった介護予防・健康に関する地域課題や自主活動サロンから挙げた要望に沿った健康教室・介護予防講話を各サロン年1回以上は実施し、利用者の介護予防活動への意欲向上に繋げていく。 ・今年度も「まちづくり懇談会」を開催し、生活支援コーディネーターに協力を仰ぎ、「いきいき百歳体操」を中心に、地域で行う介護予防活動の普及啓発活動および、地域や町内会で行われている活動の把握と関係作りを

4. 総括

地 域 包 括 活 支 動 援 目 セ 標 と タ ー 課 題 と し て の	目 標: ①今年度から包括で主催する、「地域ケア個別会議」は自立支援を目的とした会議であるが、地域の課題抽出の目的もあり、会議の目的を本人に関わる担当ケアマネジャーをはじめ事業所、また地域の方にも理解してもらい、「自立支援」の手助けが地域でできる支え合いのまちづくりが出来るように生活支援コーディネーターに繋いでいけるような会議を目指す。 ②今年度も継続して集まりの場(サロン)新規立ち上げ支援、サロン継続支援を行い、一人でも多く高齢者に社会参加を促し、集まりの場(サロン)から地域の軽度認知症の高齢者、また地域の高齢者情報を吸い上げ、軽度認知症高齢者に早期に包括が関わりをもち、地域の声かけ、見守り支援の協力にも繋げる。 課 題: 高齢者人口数で専門職の配置人数が決まっており、当包括は3職種各1名で3名体制である。今年度から毎月開催する「地域ケア個別会議」がスタート、毎月これまでの業務に会議準備等の時間が要すると思われます。これまで以上に3職種で密にスケジュールを組み、役割分担の再確認を十分に行い、3職種が各々担っている業務に影響が出ないようにする。また、「地域ケア個別会議」の目的でもある、「自立支援」に向けて、地域で手助けができる地域づくりの1歩に繋がられるように、地域の課題抽出を具体的に提示できるよう地域分析する。
--	--

町別高齢者人口等(中部地域包括支援センター)

(H30.10.1現在 単位:人)

	町名	全人口	高齢者数	75歳以上	要介護	要支援
小佐世保	白木町	1,016	317	176	44	30
	小佐世保町	1,647	594	325	113	41
	須佐町	1,396	408	221	45	32
	高梨町	1,344	430	231	67	28
	小計	5,403	1,749	953	269	131
小佐世保合計		5,403	1,749	953	269	131
戸尾	松川町	699	205	102	27	13
	戸尾町	809	253	141	41	17
	京坪町	524	112	54	12	17
	下京町	176	48	25	10	3
	上京町	75	30	18	4	4
	山県町	90	29	19	2	3
	塩浜町	523	104	44	14	8
	万津町	282	63	31	9	9
	新港町	12	1	0	0	0
	小計	3,190	845	434	119	74
光園	勝富町	565	136	49	16	6
	宮崎町	47	25	10	3	2
	島地町	436	84	40	11	5
	祇園町	1,196	284	150	36	15
	光月町	356	86	42	16	4
	高天町	475	148	79	19	10
	本島町	112	45	25	4	3
	島瀬町	738	103	48	14	6
	栄町	282	99	60	16	7
	常盤町	284	60	27	6	4
	湊町	243	66	42	18	4
	松浦町	121	29	12	6	0
	宮地町	20	16	11	9	1
	小計	4,875	1,181	595	174	67
山手	熊野町	251	87	31	8	4
	花園町	775	276	166	41	38
	名切町	723	267	127	38	24
	山手町	1,007	394	217	47	40
	田代町	74	34	26	5	1
	烏帽子町	68	20	17	3	0
	松山町	907	329	162	34	26
	折橋町	1,983	598	334	90	32
	小計	5,788	2,005	1,080	266	165
戸尾・光園・山手合計		13,853	4,031	2,109	559	306
中部包括圏域総合計		19,256	5,780	3,062	828	437

2019年度 佐世保市清水地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市清水地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題

担当地区	現状と課題
清水地区	民生委員中心の地区サロン基幹型3年経過、30年度より事業所の協力もあり、民生委員同士の情報交換など交流の場ともなり定着してきている。14町中老人会は6町、サロンが10町、どちらも無い所が1町あり。週1回の介護予防体操は8町（H31. 3月現在）立ち上がり活気あり。今後も週1回の介護予防へ支援していく。
大久保地区	老人会は、17町中9町あり、サロンは民生委員中心に五葉館で基幹型に近い形で1か所立ち上がり、ようやく12町サロン活動している。週1回の介護予防体操も7町で行うようになり、関心が深まっている。今後も高齢者の活動及び集いの場づくりの立ち上げを今後積極的に進めていく必要あり。
金比良地区	民生委員全員参加の地区サロン基幹型を4年経過、13町中老人会が6町、サロンが8町でどちらも無い所が3町あり。介護予防で週1回の介護予防体操は7町立ち上がっているが、今後も週1回の介護予防体操の普及に努めていく必要あり。
赤崎地区	老人会は6町中5町、サロンも5町あり、赤崎2組・小島・鹿子前2組は週1回の介護予防百歳体操継続あり、活気ある地区である。まだ週1回の介護予防につながっていない所が2町あるため今後も啓発活動進めていく。
九十九地区	老人会は6町中5町、サロンも5町あり、赤崎2組・小島・鹿子前2組は週1回の介護予防百歳体操継続あり、活気ある地区である。まだ週1回の介護予防につながっていない所が2町あるため今後も啓発活動進めていく。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】・地域との関係構築を図りながら、生活支援コーディネーターと協同で地域課題を抽出し自立支援に向けたケアマネジメントを行う。	・全件訪問で、個別な介護予防ケアマネジメントを行う。 ・未利用者、未申請者は定期訪問で状態確認を続けていく。 ・個別地域ケア会議で高齢者の自立支援に向けたケアマネジメント支援を行い、また個別ケースの課題分析により地域課題の把握を行う。 ・地域包括ケア会議で自立支援の基盤となる地域づくりや社会資源の活用と発見を行う。
	【総合相談支援事業】・様々な相談に対する的確な状況の把握を行い緊急性の判断やサービスの導入、社会資源の活用などの必要な支援を行う。	・新規相談のスクリーニング後、三職種で自宅訪問、本人面接や家屋調査、生活状況の確認をする。 ・適切な制度や機関への連携、必要に応じて3職種やケース会議を実施し支援方針を判断する。 ・個人情報の取扱いに注意し、緊急性の判断や役割分担を行い、専門的・継続的な支援を行う。 ・相談内容により本人の同意を得て情報の提供や関係機関への連携を行う。 ・民生委員児童委員との関係構築をさらに進め、早めの相談対応にて問題の複雑化や困難化を防止する。
	【権利擁護事業】・権利擁護の必要なケースについては早めの支援を行い、本人の尊厳ある生活の維持に努める。	・高齢者虐待については、虐待対応マニュアルに沿った的確な判断や早期対応、市や関係機関と連携し支援していく。 ・成年後見制度の普及啓発、活用促進への取り組みとして、サロンや地域の集まりでの出前講座による普及活動や、認知症高齢者等への早い段階からの適切な判断を行い、本人申立て利用の可能性なども促進していく。 ・消費者被害防止については、情報収集や実態把握を行い、地域住民への広報活動や注意喚起を行う。

包 括 的 支 援 事 業	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域との関係構築 ・認知症支援 ・在宅医及び多職種との連携 ・介護支援専門員の資質向上	・民生委員児童委員との意見交換会「ほっとたいむ」の継続開催。 ・自包括独自の「応援シート」の活用で高齢者自らがネットワークづくりを行なえるよう支援する。 ・「オレンジカフェ」の継続開催。 ・認知症になってもその人らしく生活が続けられる体制づくりとして、認知症サポーター養成講座開催。 ・地域の定例会などへ足を運び、顔の見える関係づくりと、地域の実態把握を行う。 ・医療・福祉・地域の会議、研修、交流会に積極的に企画及び参加、講師依頼の協力をする。 ・地域の主任介護支援専門員と共同で介護支援専門員に向けた勉強会及び交流会として「主任ケアマネタイム」の継続開催を行う。
	【一般介護予防事業】・地域住民の介護予防の取り組みを生活支援コーディネーターと協同で介護予防啓発活動を行い、地域サロンや自主活動の継続支援を行っていく。	・住民主体の介護予防活動「百歳体操」の普及啓発活動を継続して行い、平成31年度は10か所立ち上げ支援を行う。 ・百歳体操やサロン等自主活動の支援チーム（レインボー）の年間活動計画を立て、地域の自主活動継続支援を行う ・サロン交流会を年一回実施し、支援チーム（レインボー）の紹介や、活動継続のためのサロン等で活用できるDVD作成し配布する。 ・自主活動グループに介護予防普及啓発のための健康教育・講話等を年2回実施する。 ・自主活動グループに3ヵ月フォロー実施し、活動継続の支援行う。

4. 総括

活 動 目 標 と 課 題 の セ 地 域 包 括 的 支 援 の	・地域との関係構築を図りながら今後は生活支援コーディネーターと協同で未だ見えていない地域課題の抽出を行い、自立支援に向けたケアマネジメント及び、今後の地域づくりに役立つような取り組みを行う。 ・地域住民の介護予防の取り組みの一環で基幹型サロンを3ヶ所設置しているが、今後は垣根を超えた町民同士の交流に止まらず、地域へ発信できるオープンサロンとして取り組みを行う。 ・地域からの困り事として多く問題が上ってきている認知症の取り組みとして、認知症カフェの充実を図りながらその活用を行って行く。
---	--

町別高齢者人口等(清水地域包括支援センター)

(H30.10.1現在 単位:人)

	町名	全人口	高齢者数	75歳以上	要介護	要支援
清水	八幡町	692	212	119	36	26
	城山町	378	70	37	15	4
	宮田町	284	120	61	21	8
	俵町	914	323	163	43	24
	梅田町	983	315	165	50	18
	保立町	799	285	150	30	29
	石坂町	759	205	103	34	13
	清水町	364	154	71	13	10
	中通町	423	183	93	28	11
	福田町	421	214	129	38	21
	万徳町	340	103	63	15	11
	小計	6,357	2,184	1,154	323	175
大久保	浜田町	204	59	26	6	5
	相生町	90	21	11	1	1
	谷郷町	475	92	41	16	5
	天満町	189	61	26	5	2
	高砂町	96	14	8	1	2
	木場田町	308	68	40	9	4
	比良町	575	192	99	21	9
	東大久保町	370	152	88	21	12
	西大久保町	203	80	51	10	9
	長尾町	109	47	25	6	2
	上町	282	101	53	11	7
	元町	281	52	22	6	1
	泉町	186	54	21	5	5
	園田町	65	22	10	2	1
	小計	3,433	1,015	521	120	65
清水・大久保合計		9,790	3,199	1,675	443	240
金比良	平瀬町	1,870	1	0	0	0
	立神町	20	0	0	0	0
	矢岳町	682	301	172	37	41
	今福町	826	322	166	36	27
	金比良町	453	206	104	31	14
	御船町	791	310	158	48	26
	鵜渡越町	306	162	95	18	8
	神島町	678	271	137	42	21
	小計	5,626	1,573	832	212	137
赤崎	小島町	853	434	220	59	47
	赤崎町	3,032	1,086	578	146	99
	鹿子前町	3,107	873	407	117	52
	小計	6,992	2,393	1,205	322	198
九十九	庵浦町	319	147	78	21	13
	野崎町	187	65	28	12	1
	俵ヶ浦町	379	197	126	63	13
	下船越町	229	90	38	10	3
	船越町	2,260	780	366	79	68
	小計	3,374	1,279	636	185	98
金比良・赤崎・九十九合計		15,992	5,245	2,673	719	433
清水包括圏域総合計		25,782	8,444	4,348	1,162	673

2019年度 佐世保市大野地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市大野地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題

担当地区	現状と課題
春日地区	春日地区は全8町で形成されている地区で、高齢化率は37.4%と担当圏域内で最も高い。立地的にも入り組んでおり、移動手段が限られている。地域活動に関しては、継続的に実施している場所もあれば、定期開催に至っていない地区もある。地域の受け皿があるにも関わらず、その開催場所に行く手段がないというも課題として挙げられる。また、訪問型サービスBに取り組んでいる桜木団地こまらん隊については、見守りゴミ出し支援の活動が継続されているような状況。買い物支援については、金銭を扱うという課題が残り活動の実現には至っていない。生活介護にあたる支援を、どのような形で活動に取り組んでいくかが今後の課題となる。
大野地区	大野地区は全13町で形成されている地区で、高齢化率は30.5%。担当圏域の3分の2の人口を占める大野地区では、地域の受け皿づくりの充実が課題となっていたが、H30年は大野地区自治協議会福祉部会との協働をきっかけに、地域で介護予防に取り組む必要性について普及啓発する場ができた。この取り組み以降、未開拓だった町や団地など、月1回からの地域活動を開始する団体も増え始めている。しかし、その活動を継続させていくためのマンパワー不足は、他地区同様以前より変わらぬ課題として残されており、特に団地など転入出の多い密集地区の継続的活動は、住民の理解を含め困難を極めている。マンパワー不足の解消及び地域の受け皿を充実させていくためには、生活支援コーディネーターや社会福祉協議会、その他関係事業所との連携を図り、地域全体を支える体制づくりが必要とされる。
柚木地区	柚木地区は全11町で形成されている地区で、高齢化率は37.3%と春日地区に次いで高い。山間部でもあることから、主要バス停までの道のりが遠く、地域サロン等の場に行く手段がないなどの課題が挙げられる。H30年度からは予約タクシー等も導入されているが、より充実した移動手段を確立するために住民アンケートなども実施される予定である。また買い物などをする場も限られている状況。地域の受け皿に関しては、昨年度より月1回の定期開催が継続されており、本年度は5ヶ所（※ゆずの会、小舟、里美・下宇戸、柚木新町、上柚木町3組）のサロンが立ち上がっている。農家を生業にしている方が多く、毎週1回の開催は難しいものの定期的な地域の集まりの場が継続できているような状況。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・サービス利用意向者に対して、円滑かつ適切なサービスの導入が出来るよう、関係機関と連携しながら、適切なサービスの利用につなげることが出来るよう努める。	H31年度の取り組みとして、今まで同様1回/3ヶ月のモニタリングだけではなく、個々の状況に応じ、適宜本人との面談を実施し、自立支援に向けたケアプラン作成を継続していく。また、総合事業における事業対象者等に対しては、その状況に応じて、導入サービスの目標に沿ったサービス提供期間を考慮し、その後は地域のサロンなどへ円滑にサービスが移行出来るように支援していく。しかし、地域によっては集まりの場が出来ない箇所もあるため、今後は集まり場の確保、住民の声や実情を鑑みどうしても出来ないという地域への対応策について、生活支援体制整備事業などと協働しながら考える機会を持つ。 また、介護保険サービスと保険外サービスの組み合わせにより、介護の重度化防止につなげ、機能低下を防ぐことが出来るようなプラン作成を行う。更に、本人のQOLを最大限に尊重したサービスの提供が出来るよう努めていく。
	【総合相談支援事業】 ・様々な相談内容に応じ、地域における適切なサービス、関係機関または制度の利用につなげるよう努める。	①窓口相談に必要な資料・認知症・権利擁護・施設や社会資源紹介パンフレットなど、最新の情報が提供できるように整理し充実を図る。適切な機関や制度、サービスにつなげる事で、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように支援する。 ②新規申請の相談は、できる限り自宅訪問をして生活状況の確認を行う。申請の必要性の見極めを行い、必要な人に必要なサービスが提供できるように、その適正化を図る。 ③申請の有無に関わらず、サービス利用の無い気になる方については電話連絡や定期訪問を行い、現状把握や新たなニーズの早期発見に努める。また、必要に応じ民生委員や地域の方との連携を図る。 ④全ての相談内容は、三職種で共有し、主担当者不在でも対応できるよう努める。 ⑤困難事例に対し、緊急性の有無に関わらず、長寿社会課へ報告・相談し、助言や共同で対応する事で適切な支援ができるよう努める。

包括的支援事業	【権利擁護事業】 ・地域に権利擁護の啓発を行うとともに、地域の高齢者へ適切な制度へ結びつける支援に努める。	① 社会福祉士の広報誌(権利擁護についての内容をできるだけわかりやすく記載)をH31年度も作成・掲載依頼(約2ヶ月1回)を継続して行い、10か所へ設置する。更に、掲載箇所を増やし(病院・スーパー・施設など)、地域の方へ権利擁護への啓発や理解につなげていきたい。 ② 権利擁護に関して、H30年度は後見制度や、市長申立の支援を行ったように、成年後見申し立てについての問い合わせや相談が多くなってきていることから、次年度も成年後見制度や高齢者の権利擁護・消費生活トラブルなどの制度を活用しながら、必要な支援につなげていく。 ③ 虐待ケースについては、H30年度より佐世保市による連携フローの変更があり、今までよりも迅速に対応出来るよう、虐待ケース発生時には、直ぐに所内でケース会議を開催し、相談員での情報共有とアセスメントを実施していく。次年度は、ケースに備え、職員のアセスメント能力向上の為に勉強会や連携強化も図り、適切な対応が出来るよう研修等にも積極的に参加し自己研鑽に努める。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・ティーミーティングや地域ケア個別会議を通して、関係者と協力しながらネットワーク構築・地域課題につなげていく。	① H31年度より新たな体系で始まる地域ケア個別会議を通し、介護支援専門員のアセスメント力や自立支援のマネジメント力アップを目指し、地域課題の把握や解決、ネットワーク構築につなげていく。参加者が気軽に話せる雰囲気を作り、楽しみながらの研修の場にしていく。 ② 地域の介護支援専門員やヘルパー事業所と交流できる場を持ち、自立支援についての勉強会、情報提供など行う。 ③ 認知症、独居高齢者、高齢者世帯の民生委員や地域の方との連携、定期訪問など継続する。
	【一般介護予防事業】 ・いきいき百歳体操を中心とした介護予防・普及啓発を図るとともに、関係機関と連携し個人の重度化防止に努める。	① 地区自治協議会と協働し、いきいき百歳体操を中心とした介護予防の普及啓発の場を設けることで、住民の介護予防に対する意欲向上を図る。 ② ①をきっかけに地域活動に興味関心を持った方に対し、活動の維持・継続ができるような現任研修を実施するとともに、外部機関との連携も実施し、地域と関係機関のネットワーク構築を図る。 ③ 地域サロンに関わる住民を中心に体力測定などを実施し、その結果から個別アセスメントを行い、介護予防・重度化防止を図る。対象者によっては、担当ケアマネジャーとの情報共有も実施する。 ④ H31年度も引き続き、ますます元気教室卒業生の追跡調査を行い、現在介護保険サービスの利用状況などの把握をし、介護保険の申請状況や地域に必要とされる課題抽出を図る。 ⑤ H31年度に引き続き未開拓となっていた地区(大野・柚木地区の市営・県営団地、桜木町、春日町)へ地域の受け皿となる公民館・サロン活動の普及を行う。

4. 総括

し地 域 の 包 括 的 活 動 目 標 セ ン タ ー と 課 題	活動目標としては、まず、H31年度より包括主催と長寿社会課主催で開催となる個別ケア会議との同時遂行である。毎月4ケース以上の事例検討をこなさなければならない為、滞りなく会議が開催される為の準備や進行、事後処理まで役割分担し円滑な開催を目指す。 また、課題としては総合相談支援事業の中で、年々包括に寄せられる相談内容が複雑化、深刻化していることもあり、専門職の解決能力が高く要求されている。包括職員のレベルは向上しつつあるものの、更なる職員の自己研鑽、能力向上の為に研修等へ積極的に参加したいと考えている。 相談業務全般に関しては今まで同様、相談員間で定期的にケース会議を開催し情報共有を行い、迅速な対応に努める。また、業務量の適正な分担を行い、一人当たりの業務量がオーバーワークにならないよう努め、職員の管理にも配慮する。 最後に、H31年度も引き続き関係機関との連携を密にし、更に地域支援事業が円滑に進むよう業務に取り組んでいく。
---	--

町別高齢者人口等(大野地域包括支援センター)

(H30.10.1現在 単位:人)

	町名	全人口	高齢者数	75歳以上	要介護	要支援
春日	春日町	1,499	594	331	87	39
	桜木町	1,909	690	343	82	46
	赤木町	127	37	21	5	3
	横尾町	2,645	990	528	120	56
	小計	6,180	2,311	1,223	294	144
春日合計		6,180	2,311	1,223	294	144
大野	瀬戸越町	668	269	140	35	14
	田原町	1,034	306	166	32	26
	原分町	3,513	1,217	640	134	77
	松瀬町	2,533	925	507	98	67
	知見寺町	175	70	39	8	4
	大野町	2,276	569	297	68	39
	矢峰町	1,597	436	222	60	24
	松原町	1,190	362	176	33	22
	楠木町	264	98	51	10	7
	瀬戸越1丁目	1,591	280	163	53	17
	瀬戸越2丁目	1,406	542	287	74	46
	瀬戸越3丁目	1,076	281	122	23	16
	瀬戸越4丁目	1,683	434	215	37	26
	小計	19,006	5,789	3,025	665	385
大野合計		19,006	5,789	3,025	665	385
柚木	柚木元町	785	256	104	29	19
	筒井町	243	86	39	19	3
	柚木町	1,384	540	268	84	39
	小舟町	631	222	109	32	15
	上柚木町	502	191	104	38	8
	潜木町	166	64	33	14	6
	高花町	149	59	30	7	9
	川谷町	30	17	9	0	2
	里美町	126	54	41	9	11
	戸ヶ倉町	14	8	5	0	0
	下宇戸町	56	27	13	0	5
	小計	4,086	1,524	755	232	117
柚木合計		4,086	1,524	755	232	117
大野包括圏域総合計		29,272	9,624	5,003	1,191	646

2019年度 佐世保市相浦地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市相浦地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業推進します。

2. 地域の現状と課題

担当地区	現状と課題
小佐々地区	バス路線の一部廃止・商店の閉店等により、地域で暮らす高齢者に不安が生じている。第2層生活支援コーディネーターの積極的な働きかけにより、地区長はじめ住民も「地域支え合い会議」などへ参加されており、これからの地域の在り方を一緒に考え、包括としても協力・支援していきたい。一般介護予防に関しては、地域の週1回の運動に特化した自主活動グループは3か所立ち上がっている。継続支援とともに、歩いて行ける公民館での活動団体を1つでも増やしていけるよう支援したい。
中里皆瀬地区	サロン活動だけでなく、コミ出し支援等住民主体のボランティア活動もある。第2層生活支援コーディネーターと連携取りつつ、介護保険サービス利用者とのマッチングも継続的に行っていく。地区にある小規模多機能型居宅等の事業所も地域活動に関心を持って協力意向あり、マッチングを図ることで、地域に活動を根付かせていきたい。
日野・相浦・高島・浅子地区	今年度は第2層生活支援コーディネーターが不在であったが、民生委員が中心となった地域づくりへの関心が高い地区であったため、包括も協力し、週1回の自主活動グループは現在19ヶ所活動継続中である。浅子地区はバス路線の廃止もあり、利便性の悪い地域である。また、公民館活動が行われていないため、力を入れていきたい地域である。平成31年度は生活支援コーディネーターと協力し、地域全体の福祉力の底上げを行っていききたい。
黒島地区	人口の半数以上が高齢者であり、住民同士の支え合い(自助・共助)が難しくなっている現状がある。利用できる介護保険サービスの種類も限られる中、行政・社協・民生委員・高齢者支援センターや診療所等と連携をしつつ、住民の相談に対応していく必要がある。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包括的支援事業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・地域ケア個別会議等を通して、自立支援の視点に目を向けた適切なサービス検討する。	・包括プランナー、委託先の介護支援専門員に対し、自主活動グループの情報(第1層生活支援コーディネーターのインターネット上での情報活用)やその他社会資源情報を発信し、地域の中の活動に参加・活用しながら地域で暮らしていくことを意識した支援を行えるよう情報共有に努める。 (包括内会議・地域の介護支援専門員交流会) ・包括プランナーだけでなく、委託先介護支援専門員に自立支援と地域課題の把握・分析に関わってもらえるよう地域ケア個別会議へも積極的に参加・協力してもらえるよう働きかけていく。(地域ケア個別会議)
	【総合相談支援事業】 ・医療との連携強化(医療・介護の切れ目のない支援ができるよう連携を図る。)	・地域住民と関係者が同様の意識で地域包括ケアシステムに取り組めるよう、民生委員定例会やサロンなど地域の集まりの場で積極的に情報を発信し共有していく。(健康教育・ほうかつ作り作成・福祉便り記事提供) ・医療と介護の両方を必要とする高齢者が安心して生活できるように地域の病院や関係機関等の連携体制の構築を推進していく。(介護・医療連携会議)

包 括 的 支 援 事 業	【権利擁護事業】 ・高齢者虐待防止の普及啓発の推進と関係機関との連携強化	・高齢者虐待防止及び対応においては「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき速やかに状況を把握し、行政や関係機関と連携を図り対応する。（虐待個別ケース会議） ・住民向け「みんなで防ごう高齢者虐待」の普及を図ることで、介護者を孤立させないこと、相談機関が身近にあることを伝えていく。（健康教育・ほうかつ便り記載） ・警察署との情報共有や連携に努め、地域へ消費者被害に関する情報を周知し注意を促すことで安心して暮らせる地域づくりをすすめていく。（警察連絡協議会）
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域ケア個別会議の開催と、地域包括支援課題の抽出（地域課題を吸い上げ、協議体や行政主催の会議へ繋ぐ）	・高齢者の個別課題を解決するために、多職種協働による「地域ケア個別会議」を開催。また、地域の共通した課題を明確にして協議体との連携の意識も持って、毎月の地域ケア個別会議を積み重ねていく。（地域ケア個別会議・課題抽出会議） ・地域の介護支援専門員と一緒に資質向上を図る交流会を企画・開催し、インフォーマルサービスの重要性や有効性についての理解も深めていく。（介護支援専門員交流会）
	【一般介護予防事業】 ・歩いて行ける場所での介護予防活動グループ立ち上げ支援の継続。	・地域の自主活動を支援する中で、生活機能低下や閉じこもり等何らかの支援を要する高齢者等を把握しフォローしていく。また「いきいき百歳体操」等住民の自主的な介護予防活動を支援し、自主運営後は体力測定を実施し、効果を検証していく。（自主活動支援） ・高齢者の地域での生活を支えていくために、多様な支援体制の構築に向けた取り組みを生活支援コーディネーターと連携して行っていく。また、地域にある事業所と地域活動のマッチングを積極的に働きかけしていく。（各地区協議体） ・高齢者やその家族、地域住民が集える「オレンジ（認知症）カフェ」開催を目指す。

4. 総括

と地 し域 て包 括 の活 支 援 目 セ ン タ ー 課 題	高齢者の個別課題を解決するため、また地域の共通した課題を明確にし、地域の課題として解決方法を検討していけるよう、「地域ケア個別会議」を毎月行っていく。平成31年度から包括が主催となるため、委託の居宅介護支援事業所の介護支援専門員にも参加してもらい、個人だけでなく、地域の課題を考えるきっかけとしてもらう。また、介護保険サービスだけでなく、地域の活動にも目を向けてもらい、住民主体の通いの場等の活用を推進していく。 他法人生活支援コーディネーターの強みを生かしつつ、連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築推進を目指す。住民主体の高齢者の居場所作り・介護予防拠点の立ち上げ支援を今後も力を入れていく。また、立ち上った自主活動の継続を図る為に、地域にある事業所と地域活動のマッチングを積極的に働きかけていきたい。
--	--

町別高齢者人口等(相浦地域包括支援センター)

(H30.10.1現在 単位:人)

	町名	全人口	高齢者数	75歳以上	要介護	要支援
日野	椎木町	1,810	461	220	45	29
	日野町	4,901	1,141	589	143	73
	大潟町	6,118	926	409	96	78
	長坂町	1,113	346	181	58	17
	星和台町	851	387	179	30	19
	小計	14,793	3,261	1,578	372	216
日野合計		14,793	3,261	1,578	372	216
相浦	小野町	1,049	255	102	20	8
	母ヶ浦町	1,435	334	145	25	26
	光町	228	55	30	14	5
	棚方町	2,724	843	286	77	45
	相浦町	2,452	801	424	142	66
	愛宕町	694	157	66	13	14
	上相浦町	516	102	51	16	5
	木宮町	386	87	45	11	4
	川下町	819	227	120	29	19
	新田町	2,840	678	267	59	34
	竹辺町	641	174	82	19	10
	小計	13,784	3,713	1,618	425	236
高島	高島町	186	67	40	7	5
	小計	186	67	40	7	5
黒島	黒島町	459	245	165	30	40
	小計	459	245	165	30	40
相浦・黒島・高島合計		14,429	4,025	1,823	462	281
中里皆瀬	中里町	1,642	421	204	58	27
	吉岡町	2,551	820	428	122	63
	下本山町	1,267	379	171	44	18
	上本山町	2,117	269	124	31	19
	八の久保町	141	60	26	11	0
	岳野町	88	43	22	9	1
	皆瀬町	1,531	417	210	56	25
	野中町	1,404	493	272	82	42
	菰田町	118	44	27	6	2
	十文野町	123	58	22	7	5
	牧の地町	426	157	68	16	6
	踊石町	256	109	70	21	3
	白仁田町	196	81	46	12	9
	小川内町	134	62	30	10	4
	小計	11,994	3,413	1,720	485	224
中里・皆瀬合計		11,994	3,413	1,720	485	224
小佐々	小佐々町	6,186	1,983	982	317	117
	小計	6,186	1,983	982	317	117
浅子	浅子町	366	116	54	19	12
	小計	366	116	54	19	12
浅子・小佐々合計		6,552	2,099	1,036	336	129
相浦包括圏域総合計		47,768	12,798	6,157	1,655	850

2019年度 佐世保市吉井地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市吉井地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事推進します。

2. 地域の現状と課題

担当地区	現状と課題
吉井地区	・全体的な相談件数は少ないものの介護保険・認知症の相談数の割合は多い。 ・老々介護、独居だけでなく、高齢者が障害のある家族を看ていることが多い。 ・通いの場(百歳体操)の立ち上がりが少ないうえ、立ち上がっている通いの場も継続に問題を抱えている団体が多い。 ・山間部と街中での生活環境に差があり山間部での通いの場の立ち上げが困難となっている。
世知原地区	・高齢化率が高い地区ではあるが、地域の団結や支援力があり地域での支え合いができ、全体的な相談数は少ないが、民生委員からの認知症・生活不安の相談は多い。また女性に比べ男性に関しての相談が多くあっている。 ・山間部と街中との環境に差があり通いの場の立ち上げに差が出ている。
江迎地区	・介護予防に関する相談が多く、通いの場の立ち上がりは良好。 ・介護保険・認知症に関する相談が増加している。 ・交通機関を含み山間部と街中との生活環境の差がある。 ・地域内のネットワークや支援体制は整っているが、他地域との関係性が希薄で連携が少ない。
鹿町地区	・独居者からの生活不安・介護保険相談が多い。 ・通いの場の立ち上げ(百歳体操)が順調で9団体となっているが、参加人数に関しては減少傾向にある。 ・医療・介護機関、商店、交通機関が極端に少なく、山間部・沿岸部に差がなく生活に不便な地域となっている。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・社会資源を活用し自立支援に向けたケアマネジメント支援を行う。	・地域ケア個別会議を通して自立支援に向けた介護予防計画表づくりを行う。 ・地域の関係機関と連携をし、利用者の個性に応じたインフォーマルサービス(通いの場の情報提供含む)を紹介する。
	【総合相談支援事業】 ・相談表を活用し地域診断を行い地域課題を見つけていく	・初回相談時の適切な窓口チェック、アセスメントを行い、支援につなげる。 ・地域診断につながる情報になるよう、初回相談後のその後の経過や情報の把握に力を入れる。
	【権利擁護事業】 ・若年層を含めた各制度の普及啓発を行う。	・通いの場を中心に、その他の健康教育として、【成年後見制度の普及啓発】 【虐待の早期発見・予防】【消費者被害予防】を実施する ・認知症の対応として、認知症の早期発見に関する普及啓発および「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症になっても地域で支え合いができる地域を目指す。

包 括 的 支 援 事 業	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・医療・介護連携の充実 ・生活支援コーディネーターと共同した生活支援	・地域ケア会議・ケアマネ交流会などで、医療機関、介護事業所間で情報を共有し、地域支援ができるようにする。 ・医療職より地域における介護予防に関する助言が求めやすい環境を作っていく。 ・通いの場における地域診断によって明らかになる地域課題に対して、多様な機関・多職種と検討し、必要な社会資源の開発につなげる。 ・協議体・生活支援コーディネーターとの連携会議にて定期的に互いの情報を交換・共有することで、生活支援コーディネーターとの連携を強化し活動の場の存続や地域活動の活性化に務める。
	【一般介護予防事業】 ・住民主体の通いの場の継続支援	・介護予防の自主活動が継続していけるよう、医療機関や介護事業所のスタッフに通いの場への関与を促す。 ・通いの場において、専門職からの体操指導、口腔衛生指導、栄養指導、薬剤指導などを健康教育の一環として実施する。 ・けんこう運動支援隊を有効活用して、通いの場での「いきいき百歳体操」普及や定期的な身体測定を実施していく。

4. 総括

と地 し域 て包 括 活 支 動 援 目 セ 標 ン と タ ー 課 題	圏域の課題として、【介護保険・認知症の相談が多い】【通いの場の立ち上げ状況は良いが、4町での立ち上がり方の差が出ている】【食品摂取の多様性がなく粗食となっている方が多く、多数の方が栄養の不足や偏りを認識していない】【生活支援コーディネーター・多職種・専門職の連携強化の必要性】があがっている。 平成31年度は ・高齢者だけでなく若年層を含めた各制度の普及啓発の実施。 ・通いの場の継続支援。 ・生活支援コーディネーターや医療・介護従事者・関係機関との連携強化を活動の重点目標とする。
--	---

町別高齢者人口等(吉井地域包括支援センター)

(H30.10.1現在 単位:人)

	町名	全人口	高齢者数	75歳以上	要介護	要支援
吉井	吉井町	5,420	1,701	801	263	110
	小計	5,420	1,701	801	263	110
	吉井合計	5,420	1,701	801	263	110
世知原	世知原町	3,294	1,431	765	258	126
	小計	3,294	1,431	765	258	126
	世知原合計	3,294	1,431	765	258	126
江迎	江迎町	5,361	1,915	1,027	294	124
	小計	5,361	1,915	1,027	294	124
	江迎合計	5,361	1,915	1,027	294	124
鹿町	鹿町町	4,576	1,740	910	261	105
	小計	4,576	1,740	910	261	105
	鹿町合計	4,576	1,740	910	261	105
吉井包括圏域総合計		18,651	6,787	3,503	1,076	465

2019年度 佐世保市宇久地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市宇久地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題

担当地区	現状と課題
宇久地区	宇久地区ではH29年度から始まったいきいき100歳体操は0ヶ所から現在は13ヶ所に増えましたが、地域に広める活動も頭打ちになってきています。宇久地区の利点として、畑仕事や魚釣りに行くなど80歳くらいまで何かしらの仕事があるため週1回の集まりの場の活動やボランティアの意識が低いこと、集落ごとのまとまりがあることで、ほかの地区と一緒に活動するという考えも少なく、地域の集まりも誰かがするのなら一緒にしてもいいという考えを持っている人が多いため、リーダー的役割の引き受け手が少ない状況です。昔からの地域での見守りも、人口減少により何かあっても早期発見が難しくなっています。現在、メガソーラー事業や風力発電事業が宇久地区では展開されており、今後、県外からの労働者が入ってきて環境が変わる可能性も考えられるため、地域での見守りや防犯に対しての意識付けが課題となっています。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・介護予防を推進し、高齢者の心身の状況、環境や地域の実情に応じて自立した支援を目指し、住み慣れた地域で暮らしていけるよう支援します。	・自宅訪問により自立支援の視点に目を向けたアセスメントと適切なサービスの検討をします。 ・地域内事業者及び社会福祉協議会と連携し、住民主体の通いの場への支援推進をします。 ・社会資源を把握し活用をしていきます。 ・生活支援コーディネーターと連携し、高齢者の個別支援に対応していきます。 ・地域ケア個別会議では、専門家からの助言・指導をもとに適切なケアマネジメントができるようにしていきます。
	【総合相談支援事業】 相談窓口だけではなく高齢者実態把握を継続し周知を図ります。	・総合事業の周知のため、専門職や福祉職への理解を深める活動を行います。 ・介護認定を持ちサービス利用のない方への高齢者実態把握訪問を実施し、介護保険と総合事業について周知を図り地域活動への促しを行います。 ・相談窓口に来られた方への総合事業への周知を図ります。 ・月1回定期的に地域に出向き相談会を開催します。 ・高齢者支援の早期対応ができるよう警察・民生委員・行政関係・医療機関等と連携します。 ・生活支援コーディネーターとの連携を図り協議体への参画をします。
	【権利擁護事業】 ・高齢者の権利が侵されないよう、健康教育等での広報活動や情報提供をし、緊急対応が必要な時には各専門機関と連携を図り支援していきます。	・警察・金融機関・宅配業者と連携して特殊詐欺への防止方法や防犯について広報活動を行います。 ・消費者トラブル防止のための広報活動やトラブル対応のための情報提供をします。 ・独居や認知症高齢者が増えているので、遺言、日常自立支援事業、成年後見制度等の周知を図り、各専門機関との連携を図ります。 ・冊子・パンフレット等の活用や包括だより・チラシ等の広報活動を実施し情報提供と周知活動を行います。 ・認知症疾患センターや認知症地域支援推進員との連携を図り認知症高齢者の支援を行います。

包 括 的 支 援 事 業	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域ケア個別会議のケースを通して介護支援専門員のスキルアップになるよう、また、ケースから地域課題を把握するよう努めます。	・地域ケア会議で警察・金融機関・宅配業者と連携して特殊詐欺への防止方法や防犯についての検討をします。 ・地域ケア個別会議では専門職からの助言を戴き、高齢者の自立支援と介護支援専門員のスキルアップを図るための後方支援を行います。また、個別ケースから地域課題の把握をしていきます。 ・独居高齢者、高齢者のみの世帯、認知高齢者の生活状況の確認・対応のため高齢者実態把握訪問を実施します。 ・介護支援専門員が一人で抱え込みをしないように、相談できる体制を作ります。 ・認知症地域支援推進員と連携し、認知症高齢者を早期発見し支援していきます。
	【一般介護予防事業】 ・健康教育や健康講話を実施していきます、医療面からも介護予防の必要性を説明していきます。自主活動グループの立ち上げ支援を継続して実施し普及できるよう努めていきます。	・いきいき100歳体操の普及活動を推進していきます。 ・健康教育や健康講話で疾病等の情報提供をしていき健康寿命への意識付けをしていきます。 ・自主活動団体の「活動紹介の場」を作り団体の意欲向上を地域住民への啓蒙活動となるよう行っていきます。 ・生活支援コーディネーターや生活支援サポーターと連携し、個別対応が必要な高齢者への訪問や支援について検討していきます。 ・生活支援コーディネーターと連携を図り住民主体の自主活動継続のための支援をします。

4. 総括

と地 し域 て包 の括 活支 動援 目セ 標ン とタ 課ー 題	H29年度から実施された総合事業について広報活動をしてきましたが、高齢者には介護保険サービスと総合事業サービスについて理解がされず浸透していない状況にあります。包括の相談窓口だけではなく、継続して高齢者の実態把握訪問を実施し、周知を図っていきます。自主活動については、住民主体の自主活動グループの立ち上げのための健康教育等は行っていますが、週1回の集まりの場の活動やボランティアの意識が低く、リーダー的役割を担う人が少ないため以前より広める活動は難しくなる傾向にあります。そこで、現在継続して活動しているグループの「活動紹介の場」を作り、さらに継続できるよう、また新規グループへの啓蒙活動になるよう支援していきます。地域課題として、人口減少により緊急事態となっても早期発見が難しくなっている中、民間の新規事業で島内に外からの労働者が入ってきた時に、今までのような意識では何かあっても防止ができません。関係機関と連携して見守りや防犯に対しての意識付けが必要になってきます。31年度の地域ケア包括会議では警察・金融機関・宅配業者等と連携して、特殊詐欺防止や防犯について情報提供や注意喚起をしていき住民への意識付けをしていきます。
---	---

町別高齢者人口等(宇久地域包括支援センター)

(H30.10.1現在 単位:人)

	町名	全人口	高齢者数	75歳以上	要介護	要支援
宇久	宇久町	2,096	1,162	670	167	57
	小計	2,096	1,162	670	167	57
宇久合計		2,096	1,162	670	167	57
宇久包括圏域総合計		2,096	1,162	670	167	57